

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第98号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(行為の許可の申請書の記載事項)

第1条 京都市梅小路公園条例（以下「条例」という。）第3条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 京都市梅小路公園の復旧方法
- (3) その他指定管理者（条例第2条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行為の許可に関し必要と認める事項

第2条中「及びイベント室」を「、イベント室及び店舗」に改める。

第3条本文中「（緑の館内に存するものを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第5条本文中「前条」を「条例第5条」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第6条中「第1条又は第4条」を「条例第3条第1項若しくは第3項又は第5条」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第1項中「第8条第1項」を「第8条」に改め、同条第2項を削り、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「及びその金額」を削り、同条第1号及び第2号中「全額」を削り、同条第3号中「を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める」を「の取消しを申し出た」に改め、「2分の1に相当する額」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(一定の面積を超えて公園を利用する場合における利用料金の上限額)

第7条 条例別表第2備考3に規定する別に定める面積は、5,000平方メートルとす

る。

2 条例別表第2備考3に規定する別に定める区分に応じ、別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートルまでの部分 80円
- (2) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートルまでの部分 48円
- (3) 20,000平方メートルを超える部分 32円

別表遊戯用電車及び市電展示室の項中「(7月及び8月にあつては、午後5時)」を削り、「休日」の右に「(以下「休日」という。)」を加え、「並びに7月及び8月の火曜日から金曜日まで」を削り、同表店舗(緑の館内に存するものを除く。)の項を次のように改める。

店舗	市電ひろば内に存するもの	午前10時から午後6時まで		1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
	緑の館内に存するもの	日曜日、土曜日及び休日	午前8時から午後10時まで	
		その他の日	午前9時から午後10時まで	
	その他のもの	午前11時から午後5時まで		

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条の見出し、第8条及び別表の改正規定並びに第1号様式及び第2号様式を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市梅小路公園条例施行規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る京都市梅小路公園の利用に係る料金の還付について適用し、同日前の申請に係る京都市梅小路公園の利用に係る料金の還付については、なお従前の例による。

(建設局みどり政策推進室)